

国立大学法人九州大学総長の任期に関する規則

平成16年度九大規則第192号
施行：平成17年3月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規定に基づき、国立大学法人九州大学総長（以下「総長」という。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 総長の任期は、6年とする。ただし、総長が任期の途中において欠けた場合の後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。

(再任)

第3条 総長は、再任されることができない。ただし、前条ただし書の場合における後任の総長の任期が3年に満たないときは、当該総長は、1回に限り再任されることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、国立大学法人九州大学総長選考等規則（平成17年3月1日総長選考会議決定）により最初に選考される総長（この規則施行の際現に総長である者を除く。次項において同じ。）の任期は、第2条本文の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。
- 3 前項の総長は、第3条本文の規定にかかわらず、1回に限り再任されることができる。
- 4 この規則施行の際現に総長である者は、第3条本文の規定にかかわらず、1回に限り再任されることができる。この場合において、当該総長の任期は、第2条本文の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。